



## 第14回二戸地区合同公売会の開催について

村では、財政基盤である税の公平性確保のため、収納率向上に向けた取り組みを進めています。その一環として差し押さえた不動産の公売を二戸地区合同で行います。

- 公売日 令和3年10月7日(木)
- 公売場所 二戸地区合同庁舎 1階大会議室
- 公売方法 入札
- スケジュール 受付 午前10時00分から  
公売保証金納付期限 午前10時25分  
入札 午前10時30分から午前10時40分  
開札 午前10時41分から
- 当日必要な物
  - ・公売保証金(現金)
  - ・身分を証明する書類(運転免許証、保険証等)
  - ・印鑑(個人の入札は認印、法人の入札は代表者印)
  - ・代理人入札の場合は委任状と代理人の認印
  - ・暴力団員等に該当しないことの陳述書
  - ・農地買受適格者証明書 ※農地の入札者は事前に農業委員会にて取得する必要があります。  
(9月10日(金)までに申請が必要です。)
- 公売不動産 荒谷14-17-2、田、1,085㎡、  
見積価額141,000円、公売保証金不要  
※詳細はホームページに掲載しています。
- お問い合わせ 税務住民課税務徴収係  
☎0195-42-2111(内線223)

## ひとり親家庭等無料法律相談

離婚や、親権、養育費等について、弁護士による相談を行います。

- 対象者 ひとり親家庭の母子、父子の方等
- 日時  
令和3年9月16日(木)10:00~15:00
- 会場 久慈地区合同庁舎 2階 相談室
- 費用 無料
- お申込み及びお問い合わせ  
県北広域振興局 保健福祉環境部  
☎0194-53-4982

## 特別児童扶養手当について

精神又は身体に障がいのある児童を養育する父母等に対して支給される手当です。

### ■受給資格者

日本国内に住所があり、精神又は身体に政令で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を養育している方。  
※所得制限があります。

ただし次の場合は支給されません。

- ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき。
- ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき。

### ■支給額

障がいのある児童1人につき

- ・1級 月額52,500円
- ・2級 月額34,970円

### ■手続き方法

請求書を保健福祉課に提出してください。請求には戸籍謄本、住民票、診断書などが必要です。※診断書等の審査結果によっては、受給資格を得られない場合もあります。

### ■所得状況届

手当を受給している方は、毎年8月頃に所得状況届を提出する必要があります。提出しないと8月分以降の手当が受給できなくなります。

### ■お問い合わせ 保健福祉課地域福祉係

☎0195-42-2111(内線203)

## 身体障がい者 補装具の巡回相談を開催

- 日時 9月28日(火)  
午後1時30分~4時30分  
(受付:午後2時まで)
- 会場 二戸市総合福祉センター
- 内容 義肢・装具等補装具の購入等に係る判定
- ご予約・お問い合わせ  
専門の医師が相談に応じます。予約制となっていますので、9月10日(金)までに保健福祉課地域福祉係  
☎0195-42-2111(内線203)まで。

## 特定疾患等医療費の給付

村では村内に住所を有する特定疾患患者及び精神障害者に対し、心身の健康を保持するとともに生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を給付しています。

### ■対象となる人

- ①岩手県が実施する特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方
- ②自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方 ※ただし、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の給付を受けている場合は対象となりません。  
(例…重度心身障害者医療制度の対象者は該当しません。)

### ■給付の額

- ・特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方  
☆給付対象者が負担した医療費の1/2の額
- ・自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方  
☆指定医療機関において自立支援医療の対象となる精神障害に係る医療費について給付対象者が負担した医療費の1/2の額  
※次に掲げる額は除きます。
  - ①給付対象者が加入する医療保険において附加給付を受けられる場合はその額
  - ②申請者が加入する互助組織等において一部負担金の額を基に給付を受けることができる場合はその額

### ■申請に必要な書類

- ・領収書・特定疾患医療費受給者証または自立支援医療受給者証（精神通院）・保険証・預金通帳（郵便局以外）
- ・印鑑・医療保険や互助組織等の附加給付を受けている場合は給付の額がわかる書類

### ■お申し込み・お問い合わせ

保健福祉課地域福祉係  
☎ 0195-42-2111（内線 203）

## 高齢者及び障がい者にやさしい 住まいづくり推進事業について

村では高齢者や障がい者の自立と介護者の負担軽減のため、住宅の改善に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

### ■対象となる人

- ①在宅で介護保険の介護認定を受けている方
- ②在宅で身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由（下肢、体幹）又は視覚の障がいをお持ちの方で障がい等級が1～3級の方

### ■対象となる改修

住宅のトイレ・浴室等の改善、床面の段差解消、手すりの設置など、対象者の日常生活動作または介護者の介護動作の向上に資すると認められる場合が対象となります。

※次のような場合は対象になりません。

- ①対象者とその配偶者または対象者の生計を維持している方の前年の所得が一定の基準を超えるもの
- ②改善の内容が新築や増築の場合
- ③賃貸住宅
- ④過去にこの事業による補助金の交付を受けた世帯である場合
- ⑤補助決定前に、工事に着手したもの。

### ■補助額

補助額上限40万円（補助率2/3）  
例）交付対象となる経費が80万円の場合  
 $(80万円 - 改善費控除額20万円) \times 2/3 = 40万円$

### ■お申し込み・お問い合わせ

保健福祉課地域福祉係  
☎ 0195-42-2111（内線 203）

※事前にお問い合わせください。

※補助決定は改修の必要性を確認し行います。

※介護認定を受けている方には、この他に介護保険制度の住宅改修補助もあります。詳しくは、地域包括支援センター（電話 41-2111 内線 121）へ

